

新型コロナウイルス感染症に係る 誹謗中傷等は許しません！！

和歌山県においても、新型コロナウイルスに対する不安やおそれから、感染者やその家族、医療従事者などへのデマや誹謗中傷等が発生しており、このようなことは決して許さないとの思いから、令和2年12月24日に「新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を施行しました。

相談例

- ・感染者が多数発生している地域へ行っていないにもかかわらず、当該地域へ遊びに行き新型コロナウイルス感染症に感染したというデマを流された
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した従業員が店で働いている
- ・感染者が多数発生している地域の知人と会ったことで、新型コロナウイルス感染症に感染したかもしれないので近寄らないでほしいと周りから言われている

誹謗中傷等が発生した場合の県の取組

- ・誹謗中傷にあわれた人と誹謗中傷等を行った人の双方から聞き取りをし、誹謗中傷等の内容を把握
- ・誹謗中傷等を行った人に対し、誹謗中傷等を行わないことやインターネット上に投稿した情報の削除を指導
- ・県の指導に従わない場合には、勧告

県民及び事業者の皆さんへ

- ・新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等は人権侵害であり、決して許されません
- ・名誉毀損罪や業務妨害罪などの刑事上の責任が問われ、懲役などの刑事罰が科されたり、被害者から損害賠償を請求されたりする場合があります
- ・誹謗中傷等は、被害者のみならず、誹謗中傷等を行った人自身の人生も変えてしまいます
- ・不確かな情報や根拠のない噂に惑わされず、行政の正しい情報に基づき、誹謗中傷等を行わないよう、人権に配慮した行動をお願いします
- ・新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等に悩まれている場合は、一人で悩まず、ご相談ください

コロナ誹謗中傷

新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷は犯罪です。

それ **犯罪** です

名を名乗ってその行為ができますか？

誹謗中傷の罪状は、虚偽や断片的な情報などが含まれるだけでなく、被害者から損害賠償を請求されることもあります。

- ・「○○店がコロナに感染した従業員が働いている」といった虚偽や断片的な情報を、全国規模（3年以下の懲役、50万円以下の罰金）
- ・「特定の感染症患者をめぐって、○○施設がクラスターが発生した」と虚偽の情報を流せば、信用毀損罪（3年以下の懲役、50万円以下の罰金）
- ・「○○店が新型コロナウイルスに感染している」とデマを流して、営業を妨害すれば、信用毀損罪（3年以下の懲役、50万円以下の罰金）
- ・「○○店がコロナに感染した従業員が働いている」とインターネット上に書き込み、虚偽の情報を流せば、名誉毀損罪（3年以下の懲役、50万円以下の罰金）
- ・「コロナが感染した品を販売する」とインターネット上に書き込みをすれば、虚偽の情報を流せば、信用毀損罪（3年以下の懲役、50万円以下の罰金）

になる場合があります

その行為 あなたの人生も狂わせます！

和歌山県

【コロナ差別相談ダイヤル（県人権政策課）】

TEL 073-441-2563 FAX 073-433-4540

※（公財）和歌山県人権啓発センターや
各振興局総務県民課でも相談できます

【お問い合わせ先】

和歌山県人権政策課
TEL 073-441-2561
FAX 073-433-4540

